

水産政策審議会企画部会
第66回議事録

水産庁漁政部企画課

水産政策審議会第66回 企画部会

1. 開会及び閉会日時

開会 平成28年12月16日（金）午後1時00分

閉会 平成28年12月16日（金）午後3時00分

2. 出席委員

（委員）大森 敏弘 姜 明子 佐藤 安紀子 長瀬 一己
橋本 博之 馬場 治 浜田 峰子 東村 玲子
平野 澄子 細川 良範

（特別委員）遠藤 喜志雄 久賀 みず保 久保田 正 菅原 幸洋
高橋 健二 千葉 康則 若狭 信行

3. その他出席者

（水産庁）長谷次長 大杉漁政部長 保科増殖推進部長 高吉漁港漁場整備部長
中企画課長 矢花水産経営課長 佐藤加工流通課長 藤田管理課長
竹葉研究指導課長 岡計画課長 吉塚整備課長 板倉増殖推進部参事官
大久保水産業体質強化推進室長 中田水産経営課指導室長

4. 議事

別紙のとおり

水産政策審議会第66回企画部会
議事次第

日 時：平成28年12月16日（金）13:00～15:00

場 所：農林水産省本館4階 第2特別会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

（1）水産物の自給率

（2）漁業系統組織の再編整備等

（3）水産業における調査・研究、技術開発の戦略的推進

（4）その他

4 閉 会

目 次

1	開 会	1
2	水産物の自給率	3、13
3	漁業系統組織の再編整備等	7、18
4	水産業における調査・研究、技術開発の戦略的推進	10、22
5	閉 会	32

○企画課長 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから水産政策審議会第66回企画部会を開催したいと思います。

開催に当たり、長谷水産庁次長より御挨拶申し上げます。

○水産庁次長 皆さん、こんにちは。次長の長谷でございます。本日は、御多忙の中、本審議会に御出席をいただきましてありがとうございます。

まず最初に、14日の早朝、島根県美保湾沖におきまして鳥取県の沖合底びき網漁船、大福丸の転覆・沈没事故が発生いたしました。漁船については既に発見されておりますけれども、3名の方がお亡くなりになっておりますし、今なお1名のインドネシアの方を含めて6名の方が行方不明ということでございます。お亡くなりになりました方々の御冥福をお祈りいたします。

また、冬の日本海、非常に厳しい天候条件の中で、今、行方不明の方々の捜索が続いております。水産庁としても漁業取締船を派遣して、これに協力をしているという状況でございます。

改めまして、こういった事故の再発防止策の強化といたしましょうか、漁業労働の安全性を高めるということが非常に重要な政策課題であるというふうに痛感するわけでありまして。漁業従事者の安全を向上させるというのは当然のことでありましてけれども、それだけでなく、例えば新規就業者対策とか、そういうものにも非常に密接に関連する大きな問題だと思っております。

事故につきましては以上にさせていただきますけれども、本日は、水産基本計画の見直しに向けまして、水産物の自給率、漁協系統組織の再編整備等及び水産業における調査・研究、技術開発の戦略的推進の御審議をいただきたいと思っております。

まず、水産物の自給率ですけれども、現行の計画におきましては、食用の魚介類について平成34年度に自給率70%という目標を設定しております。平成27年度には、概数値でありますけれども、これが59%、自給率59%となっております。このような状況を踏まえまして、今度は平成39年度の自給率目標の決定に向けた検証をお願いしたいというのが1番目の議題でございます。

次に、漁協系統組織の再編整備等でございますけれども、漁業者の所得向上に向けまして、浜の活力再生プランなどの新たな取り組みを進める上で、漁業者をサポートする漁協に期待される役割は極めて大きいということでございます。漁協系統組織の経営事業基盤の強化、人材育成が求められております。

最後の水産業における調査・研究、技術開発の戦略的推進につきましては、今年も押し迫ってまいりましたけれども、台風の発生状況一つを見ても、気候変動というものが随分顕著になってきていると思っておりますけれども、こういった状況に対応した資源管理、資源評価の高度化に資するものや、漁業、養殖業の競争力強化に資するものなど、多岐にわたる課題について取り組んでいく必要があ

ると考えております。

本日も、限られた時間でございますけれども、これらのことについて御審議いただきまして、委員の皆様方から忌憚のない御意見を賜りたいと存じております。

簡単ではございますけれども、挨拶とさせていただきます。本日もよろしくお願ひいたします。

○企画課長 それでは、留意事項を御説明させていただきます。

本日の会場は、委員の皆様の前にマイクが設置されておられませんので、御発言の際には手を挙げていただきますと事務方がマイクをお持ちいたしますので、その上で御発言をお願いいたします。

続きまして、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第1項の規定により、審議会の定足数は過半数とされておりますが、本日は、委員11名中9名の方に御出席をいただいており、定足数を満たしております。この点を御報告させていただきます。また、特別委員は11名中7名の方の御出席をいただいております。

続きまして、当審議会の議事の取り扱いについて御説明いたします。

水産政策審議会議事規則第6条によりまして、会議は公開とされており、傍聴者の方もお見えになっております。また、同規則第9条第2項によりまして、議事録は縦覧に供するものとされております。会議終了後、委員の皆様には議事録を御確認いただいた上で、水産庁のホームページに掲載して公表させていただきますので、御協力をお願いいたします。

それでは、本日の配付資料の確認をさせていただきます。

まず、資料の1でございますが、お手元の横長の紙でございます。水産物の自給率目標①というものでございます。資料の2が漁協系統組織の再編整備等、資料の3が水産業における調査・研究・技術開発の戦略的推進、資料の4が中田特別委員から事前にいただいておられます御意見の委員提出資料でございます。

以上の4点につきまして、資料がお手元にない場合には手を挙げていただきますと事務方より配付させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

また、いつもどおり委員、特別委員の皆様のお席には、御参考資料といたしまして、前回までの企画部会における資料をファイルにとじた形で配付させていただいておりますので、御参照ください。

それでは、ここからの議事進行は馬場部会長にお願いしたいと存じます。馬場先生、よろしくお願ひいたします。

○馬場部会長 部会長の馬場です。よろしくお願ひします。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

本日は、議題として、先ほど長谷次長からも紹介がありました3つを用意しております。本日の企画部会は午後3時までの予定であります。議事進行への御協力をよろしく申し上げます。

それでは、議題の(1)から(3)までをまとめて事務局より説明をお願いします。

○漁政部長 漁政部長の大杉でございます。

それでは、資料1、水産物の自給率目標①という資料をご覧ください。

このテーマについての審議でございますが、次回の企画部会で同じテーマについての後半部分を扱いますので、今日の企画部会では自給率目標の位置付け・考え方、自給率等の推移、生産量・消費量の見通し、主要な検討課題を扱って行きたいと思っております。②というのが次回ということでございます。

それでは、2ページをお願いいたします。

自給率目標の位置付けについて御紹介いたしますと、まず自給率の定義についてでございますが、食料自給率というものは、その目標ですけれども、カロリーベース及び金額ベースで設定されているのに対しまして、水産物の自給率目標は重量ベースで設定しております、その算式にありますように、国内生産量を国内消費量、すなわち国内生産量プラス輸入量マイナス輸出量に在庫増減を加味したもので除した数値が水産物の自給率ということになるわけでございます。

一番上をご覧ください。我が国の漁業生産が国民の水産物消費にどの程度対応しているかを評価する上で端的でわかりやすい指標であるわけですけれども、他方で、自給率の数値自体は、当然のことでございますが、国内生産量、つまり分子が減少したとしても、消費量、分母の減少度合いがより大きければ上昇するわけでございます。そういう意味で、国内生産量、それから消費量のそれぞれの目標設定にこそ指標としての意味があるということに留意する必要があるわけでございます。

基本法においては、自給率目標を定めることとされているわけですが、そこにありますように、水産物の安定供給は、我が国の漁業生産の増大を図ることを基本として行う、需要に即した漁業生産、水産物の加工・流通が行われるよう、水産業の健全な発展を図るという基本理念の達成度合い、これを全体としてはかる上で、この自給率というのは有効な指標であるわけでございます。自給率の目標ですけれども、その向上を図ることを旨とし、我が国の漁業生産及び水産物の消費に関する指針として、漁業者その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定めるものとされているわけでございます。また、食料自給率目標との調和を保って定めることとされております。

3ページをお願いいたします。

自給率目標の考え方を御紹介いたしますと、漁業生産の課題が解決された場合に実現可能と見込まれる生産量の目標、それから、水産物消費の課題が解決された場合に実現可能と見込まれる消費

量の目標を踏まえて設定するものでございます。それぞれ分子、分母ということでございます。食用魚介類、それから飼肥料などの非食用分を含む魚介類全体、それから海藻類の3種類があるわけでございます。

下の表をご覧ください。現行を含めまして過去3回の基本計画での自給率目標の設定の考え方でございますが、平成14年基本計画では自給率は低下傾向、その低下傾向に歯止めをかけ、着実な向上を図るとされまして、また、平成19年基本計画では下げ止まりの傾向にあるが、消費量の減少に歯止めをかけて生産量の増大を図り、自給率の着実な向上を図るとされていたわけでございます。そして、現行の平成24年基本計画でございますが、そこでは消費量の減少によって自給率の数値は上昇傾向にある中で、生産と消費のあり方を考え、課題解決により実現可能な生産量の目標、消費量の目標を達成した場合に得られる自給率を自給率目標として設定したということでございます。

5ページをお願いいたします。

長期的な食用魚介類の自給率の推移を見てみますと、下のグラフにありますように、かつては100%を超えていたわけですが、ピークは昭和39年度の113%ということなのですが、その後、200海里時代の到来によりまして、また遠洋を中心として漁業生産量が減少したこと、それから同時期に円高が進行したことなどを背景として、水産物輸入量の増大に拍車がかかったということで低下をします。そして、平成12年度には53%となったわけでございます。その後、世界的に水産物需要が増大する中で、輸入量が減少に転じたことで平成15年度より上昇基調に転じたわけでありまして、東日本大震災の影響で平成23年度、24年度は低下をしておりますけれども、25年度にはやや回復し、ただ、27年度には少し減少して59%となっているということでございます。

6ページをお願いいたします。

3種類ごとに自給率、生産量・消費量の動向を見ていきますと、現行基本計画における食用魚介類の自給率目標は70%、非食用分を含む魚介類全体の自給率目標は60%であるわけですが、食用魚介類、それから非食用を含む魚介類全体の自給率は、ともに平成23年度以降は目標ラインを下回って横ばいで推移をしているということでございます。

7ページをお願いいたします。

自給率の構成要素、繰り返しになりますけれども、生産量と消費量ということですが、生産量は、食用、それから全体ともに目標ラインを下回って推移しております。消費量も、食用、全体ともに目標ラインを下回って推移しております。

8ページをお願いいたします。

海藻類の自給率目標は73%であるわけですが、平成23年度に落ち込んだ後、回復基調であるもの

の、近年は目標ラインをやや下回って推移しているという状況でございます。

9ページをお願いいたします。

自給率の構成要素であります生産量及び消費量ですが、両方とも平成23年度大幅に減少し、その翌年に回復した後は減少傾向に転じ、目標ラインをやや下回って推移していると、こういう状況が見て取れると思います。

10ページをお願いいたします。

以上のような動きですけれども、これを生産面で検証いたしますと、食用魚介類の生産量ですが、昭和60年代以降、遠洋漁業の縮小、マイワシ漁獲量の減少により減少してきたわけですけれども、平成10年代以降、450万トン程度で安定的に推移しております。平成23年の東日本大震災以降は360万トンないし380万トン程度で横ばいであるわけです。

非食用魚介類生産量の方ですが、昭和50年から60年代にかけてマイワシの漁獲量の増大により増加をしたわけですが、その後、マイワシ漁獲量の減少とともに減少しまして、近年は5、60万トン程度で推移をしているということでございます。

11ページをお願いいたします。

海藻類の生産量ですけれども、昭和63年度の80万トンをピークに増減を繰り返していたわけですが、平成7年度以降、緩やかな減少傾向にあります。東日本大震災により大幅に減少して、翌年回復した後、再び減少傾向という状況でございます。

13ページをお願いいたします。

一方、消費面で検証いたしますと、魚介類の1人1年当たり消費量は、近年、若年層を中心とした魚離れなどによりまして大きく減少していることがお解りいただけようかと思えます。

14ページをお願いいたします。

海藻類の1人1年当たり消費量ですけれども、平成15年度以降減少傾向にありましたが、平成20年度以降は1.0から0.9キログラムで推移しているわけでございます。ちなみに、この数量ですけれども、乾燥重量、実際、生の重量の0.2倍、20%に相当する、そういうベースで表示をしております。

18ページをお願いいたします。

食用魚介類と魚介類全体の生産の見通しですけれども、平成39年度における魚介類の国内生産量は、趨勢に基づいて見通しますと411万トン、このうち食用は358万トン、非食用53万トンということですが、そこまで減少すると見込まれています。生産者の努力と政策的取り組みが必要ということでございます。

19ページをお願いいたします。

食用魚介類の消費量の見通しですけれども、平成39年度における魚介類の1人1年当たり消費量は、これも趨勢に基づいて見通しますと、消費量、粗食料ベースでは42.7キログラム、純食料ベースでは23.6キログラムということになりまして、消費ピーク時の約6割程度の水準まで減少するという見通しでございます。魚介類は良質なたんぱく質、脂質等の供給源でございます。バランスよく摂取することが重要であり、消費の拡大の取り組みと、その推進方策が必要であるわけでございます。

20ページをお願いいたします。

海藻類の生産量の見通しのほうですが、平成39年度における海藻類の国内生産量は、趨勢に基づいて見通しますと40万トンまで減少すると見込まれています。同じく生産者の努力と政策的取り組みが必要であるわけでございます。

21ページをお願いいたします。

海藻類の消費量の見通しのほうですが、平成39年度における海藻類、もちろん食用であるわけですが、1人1年当たり消費量、これは先ほど申し上げましたように乾燥重量ベースですけれども、趨勢に基づいて見通しますと0.8キログラムとなります。消費のピーク、1.5キログラムの半分程度の水準まで減少するということでございます。消費拡大の取り組みと、その推進方策が必要であるわけでございます。

23ページをお願いいたします。

主要な検討課題ということでございますが、魚介類、海藻類の生産量及び消費量の見通しを踏まえまして、国内漁業生産、それから水産物消費の回復・拡大に向けて、次のような点が主要な検討課題であろうかと考えております。生産に関してですけれども、資源の維持・増大、それから漁場環境整備等の推進、経営の効率化、安定化が必要であろうかと考えております。これらの課題を解決することで、実現可能と見込まれる生産量の目標を設定する必要があるということでございます。

他方、消費に関してでございますが、食の外部化や簡便化など需要の変化に対応した供給の実現が必要であるわけでございます。また、消費量の多い高齢者、それから消費量の減少が著しい中年層、もともと消費量が少ない若年層など、世代別の傾向も踏まえた対応が必要であるわけでございます。水産物のおいしさ、栄養特性、地域の魚食文化を伝え、水産物の良さや必要性について理解を深め、水産物を豊富に取り入れた健康的で豊かな食生活が将来に渡り維持できるよう、魚食普及をすることが必要であるわけでございます。こういった課題を解決することで、実現可能と見込まれる消費量の目標を設定しなければいけないということでございます。

以上のように、生産、消費における課題が解決される場合に実現可能な自給率、つまり生産量の目標を消費量の目標で除したものを、これを自給率目標として設定をするということでございます。

以上が資料1についての説明でございます。

引き続き資料2に移りたいと思います。漁協系統組織の再編整備等についてでございます。

2ページをお開きください。

まず、漁協系統組織の概要についてでございますが、そこにありますように、漁協の目的は、組合員のために直接の奉仕をする、そして漁協の事業は、漁協自身の利益ではなく組合員の利益を目的として行われることとされているわけでございます。

漁協の事業でございますが、指導、信用、購買、利用、加工、販売、漁場利用、共済、漁業自営といった右下にあるように、水協法（水産業協同組合法）に規定されている事業に限定されるわけでございます。ただ、漁協の特徴ですけれども、漁業権を管理する団体としての役割も果たしているわけでありまして、正組合員の資格の範囲は法律により厳格に限定をされておりまして、定期的に、日数要件を満たしているかどうかなど、正組合員の資格審査を行うことで漁業者の組織であることを担保しているわけでございます。

3ページをお願いいたします。

漁協の事業ということでございますが、漁協は、下のグラフにありますように、漁業者の所得向上に直結する販売、購買、共済、指導事業などを中核に、各種事業を実施しているわけですが、信用事業については多くの漁協は、例えば信漁連（信用漁業協同組合連合会）に事業譲渡をするというようなことをやったり、また、県一漁協が信漁連を吸収するというような形になったりして、漁協自身、単協自身は一部の県一漁協、それから信漁連との再預け転貸方式を除きましてほとんど実施をしていないという状況でございます。

各県域の信用事業実施体制については、12ページを参照していただければと思います。表で各県域の信用事業実施体制を整理しております。

5ページをお願いいたします。

漁協の収益構造ですけれども、漁協の経済事業などの収支を示す事業損益は、下の左のグラフにありますように、漁協全体では赤字が続いたわけでございますが、近年では改善の傾向が見られるわけでございます。赤字が続きましたのは、事業の柱である販売事業が近年の漁業生産の低迷により縮小したことが主な原因であります。

また、事業損益、それから事業外損益を合算した経常損益は黒字が続いています。事業部門別の損益を見ますと、下の右の表にありますように、販売事業、漁業自営の利益によって他の赤字部門

を補填するという収益構造が浮かび上がってくるわけであります。

6ページをお願いいたします。

漁業系統組織の組織・事業体制についてですが、全国の沿海地区漁協の総数は、漁協合併が進んだことで、平成27年度末時点ですけれども962漁協でございます。県一円を地区とする県一漁協、10県域について11漁協で実現しているわけですが、一方で、市町村の方は合併が進んでいて、その市町村の区域よりも区域が小さい漁協というのが7割を占めているわけであります。

信用事業についてですけれども、右下の図にありますように、平成21年に一県一信用事業責任体制というものを構築しているところでございます。県一漁協が信用事業を実施するという、あるいは信漁連に信用事業を譲渡して統合信漁連という形になっているケース、それから、信漁連と単協との間で再預け転貸方式により単協も信用事業を実施するという体制、この3類型があるわけでございます。

9ページをお願いいたします。

以上を踏まえまして、漁協、それから漁協系統組織の今後のあり方、方向性についてでございますが、まず漁業者の所得向上に向けた浜プランなどの策定、実行における漁協の役割の強化があると考えております。地域の実情に即して漁業者が主体的に課題解決を図る浜プランなどの新たな取り組みを進める上で、漁業者をサポートする漁協に期待される役割は大きいわけであります。浜プランの企画・策定段階の漁業者の合意形成、自治体との連携・調整、浜プランの実行段階での技術導入、施設整備など、全てのプロセスにおいて漁業者の取り組みをソフト、ハード両面でサポートすることが漁協に求められているわけであります。

その下には、山形県漁協によります流通業者と連携したサワラのブランド化、産地直送に必要な流通ルートの構築による高単価で安定的な販路の確保の取り組み、それから上五島漁協によります多様な鮮魚のブランド化と認定制度の導入による厳格なブランド管理、消費者ニーズに対応した商品開発の取り組みの事例を挙げてございます。

下のところでございますが、浜プランなどの新たな取り組みに対する漁協によるサポートを推進していくことが重要であるということではなかろうかと考えます。

11ページをお願いいたします。

次に、漁協系統組織の経営・事業基盤強化がございまして、各県域ごとに組織再編が取り組まれておりまして、県一円を地区とする県一漁協への合併などを推進しているわけでございます。県一漁協を実現した県域については、販売・指導等、あるいは役職員の人材育成に取り組む体制を強化するとともに、市場統合なども含めてスケールメリットを生かした販売事業等を展開するということ

でございます。

信用事業の方でございますが、県一漁協を実現した県域については、県一漁協による信用事業の実施を行うという方向性があるわけでございます。それと共に、各県域の実情に応じて信漁連への信用事業統合や再預け転貸方式を行って、先ほど御紹介しましたように一県一信用事業責任体制を実施しているわけでございます。また、平成29年4月には、県域を超えた信漁連の合併も実現する予定でございます。

漁協系統組織における信用事業実施体制については、再度御紹介いたしますけれども、12ページの一覧表を御参照いただければと思います。

13ページをお願いいたします。

欠損金解消に向けた取り組みでございますが、漁協系統組織では、右下のグラフにありますように、平成18年度までは欠損金額は450億円超で推移していたわけです。平成18年度まで増えていたというわけでは必ずしもありません。問題が放置されていたということであるわけでございます。そういったことから、平成20年度より欠損金解消に向けた漁協の経営改善対策を実施してきたわけでございます。経営不振漁協については、欠損金を10年程度で解消する経営改善計画を策定しまして、県域ごとの漁協系統組織が主体となる体制のもとで取り組みが進められてきたわけでございます。現在ももちろん続いているわけでございます。

再建可能な漁協については、欠損金見合いの借換資金を措置して、信用保証保険制度などによりリスク連鎖を遮断する措置を講じた上で欠損金の解消を推進していく。それと、もう一つ柱がございまして、債権者たる信漁連の漁協向けの貸倒引当金の積み増しなどに対して、JFマリンバンク支援協会から資本注入などを行うことによって、信漁連の経営安定の確保を図ってきたわけでございます。漁協欠損金解消スキームというのは、大きく言ってこの2つから成るスキームであるわけでございます。

平成27年度末見込みでございますが、かつて450億円超ありました欠損金ですけれども、まず、欠損金を抱える漁協は、かつての355漁協から200に減少しておりますし、また、欠損金総額の方は205億円まで縮小しているわけでございます。

対応の方向性のところでございますが、今後とも、県域ごとの実情に応じた漁協系統組織の合併、それから信用事業の信漁連への譲渡を含む健全化、欠損金の解消など、漁協の経営・事業基盤強化の改革を推進して行くことが重要であろうということでございます。

15ページをお願いいたします。

第3に、漁協系統組織における人材育成、女性・青年の活躍がでございます。漁業者の所得向上に

向けて、漁協による販売事業の強化が必要であるとともに、浜プランの着実な実行等を図るためには漁協の役割が重要でございます。現在の漁協の職員体制は、やはり脆弱でございます。漁協役職員の人材育成、販売のプロなどの外部有識者の招聘などを進めることが必要であります。

他方、漁協女性部の部員は全国で3万8,000人、漁獲物の加工、直売、料理教室など多彩な活動を展開し、漁業や漁村の活性化に大きく貢献しているわけであります。漁協青年部の部員は全国で1万2,000人と女性部員を下回るわけですが、7割程度の方は正組合員であるわけです。青年部員の6%程度の方が漁協の役員に就任しています。魚食普及、漁場環境の保全などさまざまな活動を展開しているわけであります。

今後、漁業者の取り組みをサポートする漁協の役職員の人材育成に取り組む体制を強化すると共に、漁協の事業運営において女性・青年の活躍を促して漁業者の所得向上を図っていくことが重要であるわけです。

以上、資料2の説明でございます。

引き続き資料3に移りたいと思います。水産業における調査・研究・技術開発の戦略的推進でございます。

1ページをお願いいたします。

水産業における調査・研究・技術開発に関する基本法の規定をまず見ていきますと、良質な水産物が合理的な価格で安定的に供給されなければならないという大きな理念のもとで、水産資源の持続的な利用を確保するため、水産資源の適切な保存及び管理が行われ、そして環境との調和に配慮しつつ水産動植物の増殖及び養殖が推進されることとされているわけでございます。これを受けまして、水産資源に関する調査及び研究、それから真ん中ですが、水産動植物の種苗の生産及び放流の推進、養殖漁場の改善の促進、それから右側に行きまして、水質の保全、水産動植物の繁殖地の保護及び整備、森林の保全及び整備その他必要な施策を講ずることとされているわけでございます。

そして、下の参考とあるところでございますが、技術の開発及び普及に関しましては、研究開発の目標の明確化、国、独立行政法人、都道府県及び地方独立行政法人の試験研究機関、大学、民間等の連携の強化、それから地域の特性に応じた水産に関する技術の普及、その他必要な施策を講ずることとされているわけでございます。

3ページをお願いいたします。

資源管理・資源評価の高度化に資する研究開発についてでございますが、まず、現状と課題ですが、資源関係分野につきましては、左下にありますように、TAC管理対象魚種を含みます

資源の資源評価精度の向上やその変動要因の解明が求められているわけでございます。近年は、漁獲量においてマイワシの増加やスルメイカ、マアジの減少傾向が見られます。漁場や漁期がこれまでと異なるなどの変化が見られているわけでございます。4ページから5ページにわたっては、こういった状況に対応するための研究事例を示しています。

4ページをご覧ください。

最新の技術を用いた海洋モニタリングの実施ですとか、過去の事例の再解析や最新の海洋予測モデル等の導入による漁況予測手法の高度化についてでございます。

5ページをお願いいたします。

マイワシやスルメイカなど、近年変化が大きい資源の変動要因解析ですとか、サバなどの魚類の生態学的知見を資源管理に活用する研究例についてでございます。

6ページをお願いいたします。

そして、研究の方向性ということでございますが、そこにありますように、第1に、海洋観測や解析モデルの改良による海洋環境の現況把握と将来予測精度の向上を図りまして、漁況予測等の海洋環境把握精度を向上するという。第2に、近年、分布、回遊、再生産等が変化している重要資源に関し、その生態特性と環境との関係について調査研究を進め、その変動メカニズムの解明と、漁況予測等の精度向上を図るということ。そして第3に、新たな解析手法の導入等によります資源評価の精度向上を図るほか、生態学的特性にも配慮した資源管理手法の高度化を行うということではなかろうかと考えております。

8ページをお願いいたします。

漁業・養殖業の競争力強化に資する研究開発についてですが、まず、現状と課題でございます。漁業生産量の減少、漁業就業者の減少、高齢化などで、より効率的な漁業が求められている状況にあるわけでございます。9ページから11ページに、こういった分野における研究事例を紹介しております。

9ページをご覧ください。

ドローンや衛星情報、ICT技術の活用等による効率的な漁船漁業に対応する技術開発事例でございます。

10ページをご覧ください。

気候変動等の環境変化に対応するための養殖用品種の開発に関して、高水温に強いノリ、あるいは病気に強いブリの事例を載せております。

11ページをご覧ください。

現在資源量が問題となっておりますウナギ、それからクロマグロに関して、その養殖用の人工種苗量産技術開発について紹介しております。

12ページをご覧ください。

そして、研究の方向性ということでございますが、そこにありますように、第1にICT、ロボット、AIなどの新技術を活用し、操業の省エネ化、省力化、低コスト化、効率化等の研究開発を行うということでございます。第2に、耐病性や高成長など、望ましい形質を持つ優良品種を得るために育種研究を推進するという、第3に、クロマグロ及びニホンウナギの人工種苗量産技術を開発するというのではなからうかということでございます。

14ページをお願いいたします。

漁場環境の保全・修復、インフラ施設の防災化・長寿命化に資する研究開発についてでございますが、まず、現状と課題でございます。海洋の温暖化や貧栄養化などによる藻場の消失により生態系の変化が観察されております。また、干潟などではアサリやタイラギに代表される二枚貝の生産量の低下が見られます。そして、漁港・漁村などのインフラ施設につきましても、防災・減災機能の強化や長寿命化に資する研究ニーズが高まっているということでございます。15ページから17ページにかけて、この分野における研究事例を紹介しております。

15ページをご覧ください。

近年見られる環境変化により、衰退した藻場について、その現状把握手法の開発ですとか、藻場造成に関する研究事例を載せてあります。

16ページをご覧ください。

近年、特に生産量が減少しているアサリに関しまして、その減少要因解明の調査や資源回復に向けた研究事例を紹介しています。

17ページをお願いいたします。

漁港に代表されるインフラ設備に関して、地震や津波などに対する防災化、あるいは老朽化した施設の長寿命化に関する研究事例を紹介しています。

18ページをご覧ください。

そして、研究の方向性ということでございますが、そこにありますように、第1に、藻場の消失の原因究明と修復につながる基礎的知見を得るということ、第2に、干潟の生態系を悪化させる要因を特定し、効果的に生産力を向上させる技術を開発するという、第3に、地震・津波に対応した施設改良技術を開発するという、第4に、施設の老朽化状況を簡易かつ的確に点検・診断する技術を開発するというのではなからうかと考えております。

20ページをお願いいたします。

水産物の安全確保、加工・流通の効率化に資する研究開発について、まず、現状と課題でございます。

水産物の輸出拡大に向けた水産物の品質保持・向上技術、あるいは高品質な水産物の選別による高付加価値化などが必要とされております。また、消費者の信頼確保やブランド化に向けて原産地などの判別技術の高度化が求められているわけでございます。21ページから23ページにかけて、この分野における研究事例を紹介しています。

21ページをご覧ください。

輸出促進のために必要とされる鮮度を維持しつつ、簡便・迅速に長距離を輸送する技術ですとか、鮮度・品質評価技術の開発について、ケンサキイカやブリなどの研究事例を紹介しています。

22ページをご覧ください。

魚介類の鮮度や脂質含有量など、品質を簡便に測定するための技術開発事例でございます。

23ページをご覧ください。

原料・原産地判別技術に関する研究について、DNAを用いたウナギの判別技術や、耳石や貝殻などを用いた研究事例を紹介しています。

24ページをお願いいたします。

そして、研究の方向性でございますけれども、そこにありますように、第1に、鮮度を維持しつつ簡便・迅速に長距離輸送する技術ですとか、国内で高品質のまま流通させる新規の鮮度保持技術ですとか品質評価技術を開発するという、それから第2に、魚介類の価値を決定する重要な品質であります脂質含有量、あるいは鮮度を非破壊分析し、品質の高い水産物を選別する技術を開発するという、そして第3に、水産物の安全・安心に資する観点から、原料・原産地判別技術の高度化を推進するということではなかろうかと考えております。

以上が資料3についての説明でございます。どうもありがとうございました。

○馬場部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明のありました内容につきまして御審議いただきたいと思っております。内容が多岐にわたりますので、議題ごとに御審議いただきたいと思っております。

まず初めに、議題の(1)水産物の自給率について御審議いただきたいと思っております。従来と同様に、何名かの方に御発言いただいた後、区切りましてまとめて事務局から御回答いただくという形で進めさせていただきます。御意見に関しましては、後ほどの事務局での検討の参考にさせていただきます。

それから、本日欠席の中田特別委員より提出された意見が資料4として配付されておりますので、ご確認をお願いします。

およそ時間の目処としまして14時10分から15分頃までと考えております。では、御意見よろしくをお願いします。

東村委員、お願いします。

○東村委員 東村でございます。

水産物の自給率目標①の方で、全体的なことに関してのコメントですけれども、もちろん自給率を上げる大前提として消費量が拡大する方向が望ましい。その上で生産量も増えて、したがって自給率も上昇するということだと理解しました。

それで、前々回、私が質問させていただいた、皆様、お手元に前々回の資料もお持ちだと思いますので、第64回の加工・流通・消費に関する施策の展開の5ページ、6ページのグラフですけれども、特に6ページ左上の魚介類を食べる頻度及び魚を食べる理由のグラフの魚介類を食べる頻度を増やしたいという人は、もう70%近くいるということなんですね。ただ、その前のページを見てみると、食べる頻度を増やしたいと思わない理由を「その他」と答えている人が半分ぐらいいるということ。これを合わせて見ますと、多くの日本人は、何となくでも水産物を食べることは何らかの形で良いことなんだということ、食べる量が減ってきた今でも何となく思っているわけなので、明確な理由付け、本当に体に良いとか、おいしいとか、それから動機付けですね。食文化の見直し、いろいろ挙げられているんですけれども、必ずこの食べる頻度を増やす下地はまだあるというふうに考えていいと思いますので、その辺の施策を実現可能なものを実現し、消費量を増やした上で自給率を上げるような方策、自給率の目標を設定していただきたいと考えております。コメントです。よろしく願いいたします。

○馬場部会長 ほかにいかがでしょうか。

平野委員、続いて浜田委員。

○平野委員 平野と申します。

15ページを開いていただきたいですけれども、右上の年齢別国民1人1日当たりの魚介類の摂取量の推移とあります。この中はほとんど右肩下がりですが、ちょっと注目したいのが、15から19歳と20歳から29歳のところが若干上向いているということなんです。そこの多分親世代と思われる40代、50代、60代あたりがガクッと下がっているのに対して、その子供たちが若干ながらも上がっているという、そのところに注目したのです。この母集団というのはどのぐらいの人数がいるのかということをお聞きしたいのと、ここに注目して、この原因は何なのかを考えるのも一つの手では

ないかなと思います。

それから、外食が多くなっている。その上の四角の中ですね。その中の丸の3つ目なのですけれども、食料全体の支出金額が減少する中でも、肉類や調理食品は減少せずに増加したというようにあります。調理食品の中に外食というものは入っているのかどうかということと、私、大分長らく家計簿について見ていますが、外食というものがどの世代でも食費の中のランキングで1位をとっているぐらいに非常に増えております。単価が高いこともそうなのですけれども、まず家族のコミュニケーションとして、イベントとして考えられているところもあります。この外食というのを一括りにいたしますけれども、ファミリーレストランから和食から、普通のレストランから居酒屋から、いろいろなところがあるのですが、その中で外食の時にどのようなものが好まれているのか。例えばおすし屋さんでは、渋滞が起きるほど結構駐車場に入れなくて困っているというところも時々見かけますので、どのようなメニューを外食で摂られているか。その外食で摂るとするのは、単純においしいからだけではなくて、自分が作れないからというところもあると思うのですね。ですから、ここの傾向を調べることも、ただ単に調理食品が多いとか、外食が多いとかで一括りにしないで、その中の傾向を見るということも大事なかなと思います。

作れないから、そこに行って食べるのであれば、調理名から検索をして自分で作れるようにするというような何かサービスも新たな手ではないかなと思いましたが、付け加えさせていただきます。

以上です。

○馬場部会長 浜田委員。

○浜田委員 浜田でございます。私からは、3ページと、それから15ページ、16ページ辺りのことについて申し上げます。

まず、この自給率という言葉はよく拝見いたしますが、15ページ、16ページにも書いてありますように、その要因として女性の社会進出等ということがよく挙げられていますが、私は、各スーパーや小売店などの生鮮食品がどのような売れ残り方をしているかという調査をしております。その際に気づくことは、特に生鮮コーナーでも、魚については使い方の提案がなされていないがために、消費者は買ってどのように調理して食べてよいか解っていないということが原因で売れ残っているという傾向が大きくあります。

例えば、旬の物についても、最近でいいますとタラの白子などは、夜8時を過ぎますと半額のシールを張られて売れ残っていて、閉店間際まで売れ残っているのです。あとは廃棄という道をたどることが多いですし、ツブ貝なんかにしても、調理ができる、あるいはツブ貝を食べられたこと

がある人は、湯でるだけじゃないか、湯でるだけで、あとお醤油をかければおいしいじゃないかというのが解るんですけども、売れ残っているケースが非常に多くて、それを買わなかった人に、なぜツブ貝に手が伸びなかったのかということを知りたいと聞いてみても、どういうふうに調理していいか解らない「湯でるだけです」と伝えたとしても、湯で上がりの目安がよく解らないという回答がありました。

私たちが身近だと思っている食品についても売れ残りは多く見られます。例えば砂抜きのアサリ、これも砂を抜いてわざわざ売っているにもかかわらず売れ残っているケースが多いです。理由としては、生のアサリを買って、どういうふうに調理していいか解らないということが1つと、もう一つは、生なので足が早いとかということがあります。ほかにも、生のワカメ、生の昆布というのも売れ残りがちです。理由は、乾燥でカットした海藻類を目にする機会ですとか手にとることが多いので、生で買ってもしどういふふうに調理していいか解らない。調理の目安にしても解らないという人が多いのですね。

これをひとえに女性が社会進出したからということでは片付けてしまえば、原因を究明して解決に繋げることは難しいと思います。また、女性の社会進出というのはどんどん進んでいきますし、国自体も一億総活躍とか女性が活躍するということで推進している動きですので、今後どんどん進出して活躍の場も増やしているところですので増えていくだろうということで、単に女性の社会進出だけが外食とか調理食品の利用機会を増やしているという落とし込みにしてしまうと、今後魚を含めた生鮮食品の売り上げはどんどん下がっていく一方です、使い方の提案が足りていないという部分を解決することで売り上げは多少なりとも伸びていきますし、今まで売れなかった食品についても販売の機会等々が増えていくと思います。

日本全国を見渡しましても、各漁協の女性部が調理法やレシピの開発などを一生懸命やっています。地元の海の駅などでは、そういったレシピをつけて生鮮のお魚を販売しているというケースはよく見られますが、やはり都市部に来て大手のスーパーや小売になりますと、そういったレシピが商品とあわせて売られるケースがぐんと少なくなってしまっているということがあります。ですので、使い方の提案というのが足りているかといえば足りていませんので、そういったところで使い方も含めたおいしい食べ方の啓蒙ということが必要になると思います。

夜8時を過ぎまして、私も各スーパーをパトロールと呼んでいるのですが、売れ残っている魚介をレスキューするという意味で半額シールを張られた生の魚介を買い増して、それをレスキューレシピと名付けて学生に調理をさせてSNSで発信をさせております。そうすると、漁業者の方も大勢そのSNSを見てくださっていますので、「いいね！」がつくと同時に、半額の黄色いシールが

張られている自分たちが獲ってきたおいしい貝やお魚を見て、すごく悲しい気持ちがするとか、あとは廃棄されるだけなのか、冬の海は特に時化ますので、そんなところで獲ってきたタラの白子をもっとおいしく食べてほしいですとか、そういった意見もいただきます。まずは使い方の提案というのを徹底して進めていくということが、女性の社会進出と並行して必要なのではないかと思います。

以上です。

○馬場部会長 あと、もう1名ほどお伺いしましょうか。よろしいでしょうか。

では、高橋特別委員。

○高橋特別委員 自給率の問題で、TACと自給率の関係、当然漁獲量が増えて消費が減れば自給率が向上する、これは当然のこと。毎年決めているTACの連動をどういうふうに考えていくかということのをそろそろ検討する時期に来ているのではないかというような印象も受けます。考え方があれば教えていただきたいと思います。

○馬場部会長 では、事務局よりご回答をお願いします。

○漁政部長 東村委員、平野委員、浜田委員、高橋特別委員から貴重な御意見をいただきました。どうもありがとうございます。

まず質問についてお答えをいたしますと、平野委員からいただきました15ページの右上のグラフ、年齢別国民1人1日当たり魚介類の摂取量の推移に関連したことですけれども、これ、厚生労働省の国民健康・栄養調査、下に書いてありますようにこれが出典でございます。現時点というか、今手元に母集団についてのデータはございませんので、また追ってお伝えをしたいと思います。

それから、調理食品に外食は入っているのかということでございますが、外食は調理食品の中には入っておりません。これは別でございます。

それから、同じく、この15ページの右上のグラフに関連して、その内訳というわけではございませんが、特徴的なものとして御紹介できる事例は、女性で15歳から19歳についての傾向でございます。品目といいますか、魚介類などの種類ごとに見た傾向として著しい傾向ですけれども、練りものが急激に増えている、大きく摂取量として増えているというのがございます。1人1日当たりの摂取量でございます。

それから、浜田委員からいただきました御意見といいますか、使い方を併せて提案していくようなことをしていかなければいけないのではないかとございまして、それはおっしゃるとおりだと考えております。前々回の企画部会の加工・流通・消費・輸出のテーマで、資料の中でもそういったことを考えているということをお紹介させていただいたと思います。基本計画策定に向

けて取り入れていくべき内容だと考えております。

以上でございます。

○管理課長 管理課長でございます。

TACとの関係ということでございますが、TACは、それぞれの魚種ごとの獲って良い上限という規制値的な側面がありますので、自給率のように目標となるものとは性格が違うものであるということは御認識をいただければと思います。

それとあと、もちろん海洋環境の影響も含めまして、資源は毎年状況が変わるわけでございますけれども、資源を安定的にうまく利用していくという考え方に沿ってTACを設定させていただいております、そういった意味で、基本計画における水産物の安定供給といいますか、そういったものにリンクをさせていただいているということでございます。ただ、個々の魚種は、今申し上げましたように非常に資源が変動しますので、例えば自給率全体のものに明確にリンクをさせてできる性質のものではないというふうに認識をしております。

○馬場部会長 まだ議題もありますので、ひとまずここで自給率目標につきましては協議を終えまして、次に、議題の(2)の漁協系統組織の再編整備等について御審議をお願いします。

では、久保田特別委員。

○久保田特別委員 3ページの漁協の主な事業ということで、上のほうに丸ポチで2つ書いてあるわけでありましたが、これはそのとおりのことを書いてあるわけですが、2つ目の信用事業について、これも信漁連に譲渡をして、漁協自身は一部の県一漁協を除いてほとんど実施していないと、これも事実でございます。ただ、表現が「ほとんど実施していない」ということについては、確かに漁協の定款並びに漁協のバランスシートからは当然外れるわけでございます。このバランスシートは信漁連に関するということになるわけでありましたが、そういうことで、確かに実施していないことになりましたが、これでは、一般の方とか、あまり漁協との関係がおわかりになりにくい方は、漁協の事業から外れたという印象を持たれるんじゃないかというような心配をいたします。

漁協のほうから漁協の信用事業を譲渡しましたが、これはやはり信用事業の目的、狙いというのは全く当然変わっていないわけでありまして、漁協と信漁連が連携をして一つの金融機関として行う。今までは漁協の信用事業、信漁連という2つの金融機関で連携して行っていましたが、この譲渡、統合というのは、これを一つにして、いわゆる経営も運営も一つにするということで行ったわけでありまして、したがって、このところは、上に書いてあります漁協の経済事業、総合事業の一つであると、これをまだ行っているわけでありまして、このところの表記をひとつ御検討いただけないか。後のほうに、いわゆる一県一信用事業責任体制、これが書いてあるのですが、そのもと

で組合員漁家並びに漁協の負託に応える、そして総合事業の一翼を担っているというような表現とか、そういうふうに補記をしていただきますと、一層漁協の事業というものが、特に信用事業というものがわかりやすいのではないかなと思います。

それから、もう一つ、次の3ページですね。ここに信用事業の右側のほうに具体的な内容が2行書いてあります。これはその前の水協法に明記されています事業にあわせて補記されているのですが、金融機関というのは、大体国際業務等を除いて、国内業務といいますのは、いわゆる貯金業務、貸し付け業務、融資業務、これにもう一つ為替業務というのが入るのですね。この為替業務というのは、どこにお書きいただくかは別にして、この今の貯金、いわゆる融資と貯金ということであれば、金融機関としては「あれ、よその金融機関とどう違うのかな。劣後しているのかな。」というような、そうではなくて、一般の市中銀行と同じような内容の仕事を漁協は、対象は限られていますが行っているということでは、そこを付記いただくと、御理解をまたいただけるのではないかなと思います。

以上です。

○馬場部会長 姜委員、お願いします。

○姜委員 姜でございます。2点でございます。

まず、13ページの欠損金の件です。平成18年度までの問題放置という言葉を使っていたらっしゃったのですけれども、質問です。この問題放置について御説明いただけないでしょうか。

そして、そこにつながる事柄なのですけれども、白書ということで、全て今までの資料の中で現状把握に徹した資料になっていると思うのですけれども、「対応の方向性」という言葉を使って起承転結の結を結ぶのであれば、もう少し「検討中」とか、「促進する」とか、「課題となっている」ということではなくて、具体的に次の機会に検証できるような文章に直されたほうがよろしいのではないかなというふうに、現状まで参加させていただいていつも思っておりましたので、御検討のほどよろしくお願いいたします。

そして、もう一つです。今回の3つの資料についてはそういったことはなかったかと思うのですけれども、これも今までの資料の引用のグラフ、それから資料の例えばN数が一致していなかったり、この資料を見ただけで「ああ、お魚をこういうふうに食べないんだな」とか、「年代別にこうなっているんだ」ということをこれのみで把握する場合に、比較対象のもともとの数字、調査対象というところが同じところから引用することを徹底されたほうが確実な正確な資料になると思いますので、これも御検討のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○馬場部会長 ほかにいかがでしょうか。東村委員。

○東村委員 東村でございます。

漁業管理というか、資源管理にかかわることでございますが、2ページの漁協の事業の中の指導事業の中に「水産資源の管理」という言葉が入ってはいるのですけれども、もしくは9番の漁場利用で「漁業権管理」という言葉が入っているのですが、私は主にこの水産資源の管理の方に着目しています。

資源管理、漁業管理の上で漁協というのは非常に重要な役割を果たしていると考えておりますが、これが今回の整理の中にはほとんど出てきていません。例えばTACですね。TACは、もう販売事業なしにはそもそも成り立っていないのが現状で、しかもこれがあるからこそ日本のTACは上手くいっているというふうに理解しております。販売事業がもし無かったら、日本のTACは崩壊するというぐらいだと考えていますので、この漁協系統組織の中でも余り触れられていないんですが、資源管理上の重要性について、もう少し加えていただければと考えます。

以上です。

○馬場部会長 菅原特別委員。

○菅原特別委員 資料の15ページ、最後に女性と青年の活躍について触れられております。その中で、資料を見てもわかるとおり、今後青年部の中から漁協の運営をするような理事者が多く現れてくると思います。ですから、今後の対応の方向性の中に、国としても青年部対象の研修会等、広域的なものも含めて取り組みをサポートしていただけるようなことを文言として入れていただければと思います。そういったことが、また人材育成にもつながっていくと思いますので、対応のほどよろしくお願いいたします。

○馬場部会長 では、御回答いただきましょうか。

○漁政部長 久保田特別委員、姜委員、東村委員、それから菅原特別委員から貴重な御意見をいただきました。どうもありがとうございました。

私のほうから幾つかコメントをむしろさせていただきたいと思いますが、まず、漁協系統組織の信用事業実施体制に関連してでございますが、信用事業について多くの漁協は、信用事業の信漁連への譲渡をしていて実施をしていないだとか、あるいは県一漁協で実施をしているとか、信漁連との再預け転貸方式で実施しているとか、こういったことを事実として書いてありますのは、御案内のとおり、漁協系統組織による信用事業というものは農協系統組織とはやはり違うという大前提に立って、言ってみれば県域で実質的に1つの信用事業の実施主体という体制をつくっていくという方向があるということではないかと思っています。

何度も引用して恐縮でございますけれども、各県域における信用事業実施体制については12ページにあるとおりですし、その分類学ということであれば、6ページの右下の3分類の表であるということでございます。過去の経験ですけれども、やはり、小さい単協が信用事業を実施するということについてのさまざまな問題点といたしますか、リスクといたしますか、そういうものがあって、そういうところから、漁協系統組織における信用事業というのは、どういうあり方を目指して行くべきかということを議論して検討した結果が、こういった方向性になっているということだと理解をしています。

ただ、この資料の表記自体については、客観的な事実をさらっと書いたという面がありますので、基本計画のテキストに関連の文章を作っていくときには、もしそういうところに触れることがあれば、いただいた御意見、しっかりと踏まえていきたいと思えます。

そういう形で発展を遂げてきました漁協系統組織による信用事業については、銀行と同様のことを行っているということをしっかりとアピールをしてほしいということですが、それはおっしゃるとおりだと思います。小さい単協が信用事業を実施するというのと違って、この一県一信用事業責任体制というものを確立していくことで、一般の銀行と同様の業務というものを漁協系統組織も行っているんだということはよくよく踏まえたいと思えます。

それから、姜委員から、漁協欠損金解消に向けた取り組みの中で、私が解説しました問題が放置されていたということについての質問でございますが、これは13ページの右下のグラフを見ていただければおわかりのとおり、平成18年度まで全体の漁協欠損金というのは450億円程度で変わっていないんですね。欠損金が毎年どんどん増えていくというような状況であったわけでもないし、ずっとそれがストックとしてあったということです。漁協欠損金がありますと、漁協は、本日も御議論いただいていますように、さまざまな役割を果たしていますし、果たしていかなければいけないわけで、そういう役割を十全に果たしていくためには、漁協自身の経営状況が悪いということでは問題があるわけで、この漁協欠損金の議論というのは極めて重要な課題であったわけです。政策的に業界団体と協力しながら水産庁として本格的にこの問題に取り組んでいったのが、この資料でもありますように平成20年度からなのです。それまでは問題がそこにあったということ、そして平成20年度からさまざまな仕組み、知恵とか予算的な措置ですとか、農林中金による資金の拠出ですとか、そういったことを通じてこの問題に取り組むスキームができ上がったということ、この13ページでは御紹介しているということでございます。

東村委員からいただいた御意見、資源管理の面で漁協は重要な役割を果たしていること、そのとおりでございます。その点の記述が、この漁協系統組織の再編整備等の中で十分に現れていないじ

やないかということでございますが、今回の議論の切り口といたしますか、テーマの設定は漁協系統組織の再編整備のところに向けていますので、もちろん漁協がどういう役割を果たしているのか、あるいは果たしていかなければいけないのかというのは、簡単に御紹介しましたけれども、割愛をさせていただいたという面は否めません。貴重な御意見として承りたいと思います。

関連して、販売事業が重要だというところは、3ページの左下の資料にありますように、生産額に対して漁協が卸として産地卸売市場などで受託販売を行っている、その対象となる取扱高、それがどのぐらいのウエートを占めているかという数字ですけれども、最近では70%台の後半になっているということで、漁協が行う卸としての販売事業の重要性というのは極めて高いというのが、このグラフからも御理解いただけるのではないかというふうに思います。

どうもありがとうございました。

○水産経営課長 水産経営課長でございます。

菅原特別委員から、青年の活躍を促していくという観点で御意見を賜りました。ここにつきましては、記載のとおり青年部の活動というのが非常に重要だという認識をしております、これについて、ここをどういうふうに後押しをしていくか、活性化していくか、それには色々な手法があると思いますので、それについて具体的に今後の対応方向も踏まえながら、この基本計画の中でどのように文言として落としていくかということ、これから工夫をさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○馬場部会長 では、引き続き御意見を伺いたいと思います。よろしいでしょうか。

では、一旦ここで議題の(2)を終えまして、議題の(3)に移りたいと思います。御意見、御質問、ありましたらよろしく申し上げます。久賀特別委員。

○久賀特別委員 ありがとうございます。久賀でございます。簡単なコメントを1つと質問が1つです。

まず、21ページに関してのコメントでございます。この事例にございます水産物の解凍後の変色防止技術の開発についてなんですけれども、輸出に取り組む養殖産地では、これが非常に喫緊の課題だというふうに聞いております。現在も、やはりそれが問題であるがために、使用、処理が許されたアメリカ、中国にしか輸出ができないという状況で、ヨーロッパなんかにはフレッシュでしか出荷出来ないというような状況と聞いておりますので、水産物の輸出促進と同時に、この支援策はぜひよろしくお願ひしたいというコメントでございます。

それから、質問なんですけれども、22ページでございます。この対応の方向性の1つ目のところで、品質も含めた選別技術開発を進めるんだという点がございますけれども、この技術開発という

のは、水産加工での導入を想定したものと理解してよろしいのでしょうか。水産物の選別というのも、水産物の流通の中でさまざまな局面で見られると思うんですけども、例えば大型漁業の水揚げがある産地卸売市場、大中型の青物とか、そういうものが揚がる産地などでは大型の自動選別機を沢山導入して選別などを行うわけなんですけれども、そういった加工以外の分野も対象とした基本計画なのかというところを少し教えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○馬場部会長 ほかにかがでしょうか。

橋本委員、お願いします。

○橋本委員 橋本でございます。

意見ということではないのですけれども、一応法律の専門家ということでちょっとコメントをさせていただきたいんです。資源管理、資源評価についての調査研究を推進すると、これは大変結構なことだと思いますが、法律をやっている人間からすると、こういう問題というのは、ミナミマグロとかクジラとかそうでしたけれども、リーガルな側面って、法的な角度で取り上げられる側面があるわけですね。そうすると、そこで出てくるのは国際環境法の基本的な考え方として予防原則というものがあるわけで、そうすると、幾らサイエンスでの方でこういうことであるというふうに主張しても、それに対して法的な枠組みでは予防原則というのを盾にとってこられると、それは科学技術的な問題ではなくて、もっと広く、みんなが不安に思うような要素があれば、それは法的に止めた方がいいんだみたいな、そういう法的な枠組みで、あるいは国際環境法の枠組みで、こういう科学技術的なものに対抗してこられてしまうという切り口があるわけですね。

だから、その点について、今ここでというのはなかなか難しいのかもしれませんが、こういった研究にあわせて海洋法といいますか、そういうリーガルな側面の研究も少し意識をしていただければありがたいということで、ちょっとコメントとして述べさせていただきたいと思います。

以上です。

○馬場部会長 東村委員。

○東村委員 東村でございます。

今の橋本委員のコメント、御意見と関連するものでございまして、Iの資源管理・資源評価の高度化に資する研究開発に、全般に関するコメントとして私が用意していたものです。

研究開発を進めるというところまでが現在方向性として示されているんですけども、それを資源管理にスムーズに反映させる方策までも視野に入れていただければというか、入れていかなければならないと、今、橋本委員のコメントを聞きつつも思いました。もちろん拙速であってはならないわけですが、いろいろな国際的、もしくは国内的にも日本の資源管理が科学的ではないという、

少しそちらのその言い分のほうが科学的ではないのではないかとというような批判を受けることがあります。日本の漁業管理は科学的であるというふうに十分主張できる研究開発はこれまでも行われてきましたし、恐らくこのI全体がそういう方向を目指しているのものであらうと私は考えて資料を読んでまいりましたので、そこまでも一步踏み込んで基本計画の中に反映させていただければと考えてコメントさせていただきます。

ありがとうございます。

○馬場部会長 高橋特別委員。

○高橋特別委員 8、9、12ページでお願いをしたいと思います。

特に漁船漁業の場合の省エネ・省コスト、高収入型の生産システムと漁場、魚群の探索にかかるコストの削減に新しい技術というものが導入されるということについては喜ばしいことだと思っています。ただ、漁船の場合は、漁獲から水揚げまで、全てトータルのコストをいかに削減できるか、この部分についての記載がどうも弱いような感じもいたします。魚群を探して漁獲をし、その漁獲物を船内処理し衛生的な形で水揚げをする、ここまでが一つの流れということになります。

その中で、魚を獲るための新しい技術のことが多く記載をされていますが、一番大事な魚の処理の部分が見えない状態になっています。新しい技術のロボット等を使ってこうしたものを研究していくということによろしいのか、その辺を記載していただければありがたいなと思っています。

○馬場部会長 では、御回答いただきましょうか。

○水産庁次長 橋本委員が言われた予防原則に絡む話で、予防原則そのものについての法的な専門的な知見があるわけではありませんけれども、出来るだけ安全を見て予防的ということについては、我々も一般的にそういう考え方に則って行っております。資源管理においては、例えばこの親からどれだけの子供が生まれるのかというようなことについて、過去の平均的なものを基準にして計算するというのが最初のアプローチなわけです。ただ、それは保証されているわけではありません。現にスルメイカについてもこれから大変な問題になりそうですけれども、想定した中でABCの範囲内で獲っていたけれども、海の状況が変わってしまったことで、子供が想定していたものより獲れないとか、そういうことが起こるのが海の中の話ですから、ABCというか、許容漁獲量を設定するときにも、ただ平均で取るのではなくて、そこから出てきたものに0.8掛けするだとか、あるいは過去の例から見て低レベルの加入だった場合のことを考えて設定する。クロマグロで今そういうことを行っていますけれども、こういうものを予防原則を踏まえた対応として行っております。

けれども、先程述べたように、現実の海の状況はそれをも超えるようなことが起こり得るし、こ

れだけ色々なことが不確実な世の中になってくると、全てを悲観論で条件設定するというのも、本当にどのような絵も描けないような、その予防原則という一般論については、皆さん承知し、納得している話なのですけれども、どの程度の予防的措置が合理的なのかというようなところについての、この相場観というのは実はないわけです。そこについてどの程度のものが妥当な予防的措置なのかということも、また科学者の皆様が議論をし、行政の方もそれを見て判断していくというようなことを行っているというのが実情だということで御説明させていただきます。

○馬場部会長 では、引き続き御意見を伺いたいと思います。

細川委員、浜田委員の順でお願いします。

○細川委員 細川でございます。

非常に初歩的なお願いを申し上げたいと思うんですけれども、グラフだとか、そこに登用されている年の単位なんです、平成何年度というのと、それから西暦を使っているのと両方ございます。私の年でも、もう既に平成よりは西暦のほうがわかりやすいと思うので、できれば、併記されても結構なので西暦を入れていただきたいなということでございます。

もう一点ですが、21ページの生産から物流に関する鮮度管理というのが、こういう例が出ていますけれども、それにつきましては、できれば末端の方で、小売の方でどの程度のものを行っているのかというのがもし調べられるのであれば、そちらの例も少し出していただければよろしいかなというふうに思います。

以上、2点です。

○浜田委員 浜田でございます。

私からは、8ページの配合飼料及び輸入魚粉価格の推移に関連して申し上げたいと思います。

まず、このページでは現状と課題のところ「省エネ・低コスト・高収益型生産システムによる、より効率的な漁業が求められている」と書かれてありまして、それについてはよく解りますし、これまでの話し合いの中でも漁労所得の向上ですとか、それに対して養殖業に力を入れていらっしゃるということ、ブリに関しては二毛作でやっていますとか、そういったこともわかるのですが、手前が食べる魚の餌を輸入の魚粉に頼っているがために、その価格に左右されてしまったりですとか、一喜一憂したりで、輸入した魚粉を食べた魚をまた輸出したりですとかという今の状態が果たして本当に低コストで効率的かというところに、今過渡期かと思うんですけれども、少々違和感を感じる場所があります。

やはり自分たちが食べる魚の餌を手前でどう用意するかというところを考えると、そこで効率を求めたり高収益型生産システムを構築していくということが低コストや省エネに繋がっていくので

はないかと思えます。

食料の輸出入に関しては、フードマイレージという言葉があるように、それに伴って輸入のコストもかかりますし、そこで原油も使われてしまうわけですので、省エネには余り当たらないと思うんですね。一方で、日本は、一部の調査機関の発表によりますと、世界中の1割の食料を買っているというぐらいの食料大国ですので、その日本が手前で食べる分の餌ですとか食料をどうするかということ、これは世界にも大きな影響を及ぼす問題ですので、漁労所得の向上、それはもちろん一番優先されるべきですが、効率的で低コストでということになりますと、やはり自分のところのものを自分たちで用意する方向性というのを、この中に少し触れていただいて情報としていただきたいなというふうに思えます。

○馬場部会長 菅原特別委員、お願いします。

○菅原特別委員 15ページの藻場の研究、また技術開発についてここで触れられているのですが、こういった藻場造成に関する研究や開発の成果を、我々漁業者も色々と藻場造成に取り組んでおりますので、そういった保全活動のときに生かされるようにしていただきたい。情報公開ですね。こういった研究や開発が終わったときには、こういうふうにすれば繋がっていくんですよというふうな、そういった情報公開を迅速にさせていただきたいというふうに思っております。

○馬場部会長 ほかにいかがでしょうか。では、ご回答をお願いします。

○漁政部長 水産業における調査・研究・技術開発の戦略的推進に関して、先ほど来、久賀特別委員、橋本委員、東村委員、高橋特別委員、細川委員、浜田委員、菅原特別委員から御意見等をいただきました。例えば平成何年というところに西暦も入れてほしいとか。私ども、資料作成には気を使っているつもりでございますけれども、資料の使い回しも結構やっけていて、以前の資料が平成ということで、あるいは昭和ということで書いてあるものをそのまま使ったりもするものですから、なかなか行き届いていなくて本当に申しわけないなと思っているんですけれども、出来るだけ解りやすいグラフにしていきたいと思えます。

それぞれいただきました御意見、基本計画のテキストの策定に当たって十分踏まえさせていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

○馬場部会長 では、大森委員、お願いします。

○大森委員 前の議題に戻ってもよろしいですか。

議題1、自給率目標のところでございます。この自給率そのものは、水産基本法本体にこの食料自給率との調和ということで、これは定めなければいけないわけであるわけですが、本来のこの自給する力をどういう分母まで持っていくことが適正なのか、それに伴ってどういう適正な生産を図

っていくのかということがまさに自給する力・自給力であると思います。本来、この自給率を求めるところで、そのところがどこかで欠けているのではないかなと、自分なりの感覚で思う次第であります。

ですから、実際自給率目標を定めていく、その具体的な目標設定の中に、今、私が申し上げたような観点を御検討いただければと思う次第です。

○馬場部会長 とりあえず議題の（３）までを一旦終えまして、今度は議題（１）、（２）、（３）、全体を通して、先ほどの大森委員のように御意見をいただければと思います。ほかにいかがでしょうか。

ちょっと私も自給率のことで一言。これは世界的にですけれども、今、いわゆる漁獲はほぼ横ばい、90年ぐらいから世界的にもう横ばいで、今伸びているのはほとんど養殖で、しかもほとんどが圧倒的に淡水養殖で、それでこの自給率を考えると、日本も多少は資源の変動で漁獲が伸びたり、あるいは養殖もマーケットが広がれば、主に輸出でしようけれども、多少の伸びることはあっても、余り国内生産の伸びというのは期待は出来ないと思うんですね。その後、消費量ということで、少し生産の伸びが期待出来ないと書くのは基本計画にはどうかと思うのですけれども、では、消費量はどういうふうになるかということになると思いますので、先ほどの大森委員と同じような感想というか、どうしたらいいんだろうという意見なんですけれども、そういうふうに思っています。

ほかにいかがでしょうか。では、ご回答を。

○漁政部長 大森委員、馬場部会長、どうもありがとうございました。

私の説明が不十分だったのかもしれませんが、自給率目標というもの、あるいは自給率というものがどういう位置付けにあって、それを見ていくときに留意しなければいけないことを冒頭に御紹介させていただいたと思います。２ページ、再度御紹介させていただきますけれども、国内消費量に対して国内生産量がどの程度の割合を占めているかというのが自給率であるわけで、繰り返しになりますけれども、国内生産量を国内消費量で割った値が自給率ということです。これは、我が国の生産が国民の消費にどの程度対応しているかということの評価する上での、ある意味端的でわかりやすい指標である一方で、例えばここに書いてありますように、分子が減少しても分母がそれ以上に減少すれば自給率は上がるわけです。ですから、繰り返しになりますけれども、生産量、消費量、それぞれについて見ていかなければいけない。それから目標値についても、自給率目標だけではなくて生産量の目標、消費量の目標、それぞれを見ることにも意味があるということに留意する必要があると思います。

それから、23ページでも御説明をさせていただいたと思いますけれども、先ほど大森委員が御指摘されたことは、まさにこれに関連することだと思います。自給率目標を定めるに当たっての前提といたしますか、要は割合ですから分母と分子ということですが、分母の目標と分子の目標というのは、ここにありますように生産に関するさまざまな課題があるわけです。こういった課題を解決することが必要なわけで、こういった課題を解決することで実現出来ると見込まれるような、そういう生産量、これを目標として定めましょうという考え方であるわけです。

消費も同様です。ここに書いているような、これは例示でございますけれども、消費に関するさまざまな課題があって、それを解決することで実現出来ると見込まれるような消費量を目標として定めるということです。先ほど大森委員がおっしゃったような観点というのは、その中に入ってくるものだというふうに理解しております。最後に自給率目標というのは、そういった形で設定をした生産量目標、それから消費量目標の割り算だということでございます。

馬場部会長から、世界的に見て漁獲はなかなかこれ以上伸びない、あるいは横ばいだ、伸びるのだとすれば養殖だというコメントがございましたけれども、これは8月の企画部会の資料の3ページで御紹介している内容にも関連いたします。漁業のほうは、おっしゃるとおり世界的にも頭打ちというところがございます。それから、養殖は確かに増大を続けているという面はありますけれども、中長期的に見ると適地に限りがあるというようなことだとか、さまざまな制約要因がありますので、養殖のほうも伸びにはやはり限界があるというのが一致した認識ではなかろうかと思えます。

あと、生産のほうがそういうことでなかなか伸びないということであれば、消費をどうするのかということですが、生産が伸びない中で自給率を上げるためには消費を落とさなければいけないわけですね。それが方向性かという、そんなことはないわけで、先ほども言いましたように分母と分子をどういうふうに伸ばしていくか、伸ばしていくためにどういう課題を解決していかねばいけないか、ということだと思います。そういう課題を解決した暁に達成できるであろう目標として、生産量の目標なり消費量の目標というのがある。自給率目標というのは、その割り算だという、そういう前提でこの問題を認識していただければというふうに思います。

○大森委員 今、大杉部長がおっしゃったのはそのとおりだと私も思いますが、23ページの、まさにここで、生産と消費をそれぞれどういうふうに伸ばしていくかということなんですけれども、私が先ほど申し上げたのは、今落ち込んでいる分母となる消費のわけですが、我が国の適正な消費はどこまで伸ばしていくことで十分に機能していくのかという、その分母を踏まえた上で生産をどういうふうにしていくのか、そういった意味合いもあるということを御理解いただきたいと思えます。

○漁政部長 大森委員、どうもありがとうございました。ただ、輸出というものがありますからね。消費をどういうふうに伸ばしていくのか、それを踏まえた生産とおっしゃいましたけれども、これまで余り着目をしてこなかった嫌いがありますが、国内で消費しない生産というのがあるわけですし、それを伸ばしていこうというのが今の方向性ですから、そこは少しリンクを外していただければと思います。

○大森委員 基本法の2条をとれなんて、そんなことを言っているつもりは全くありません。

○馬場部会長 ちょっと私が入ってあれですけども、1つは、分母の問題でいくと、輸出は今、農水省の大きな方針で輸出促進といって、まだ伸びるかもしれません。それが伸びれば、自給率の数字がここであるわけじゃないんですけれども、自給率は上がる。ただ問題なのは、恐らく今少しずつ減りつつはありますけれども、恐らく基本計画でやるべきことというのは、輸入の部分をもっと国産に置きかえていくべきだろうということではあると思うんですね。

昨日も三陸の銀ザケの養殖業者の方とお会いしていて、これだけ日本が一生懸命銀ザケをつくっているのに、マーケットに出るのはほとんどチリの銀ザケで、日本の養殖業者の方たちは銀ザケを刺身用で生産しているわけですね。ところが、ほとんど、特に関東では、さらには仙台でも刺身用として認知されていないと言われていました。ファストフィッシュやプライドフィッシュという取組もありますが、国産魚の消費促進とは必ずしもなっていないわけで、もう少し国産魚を食べましようという、消費の促進を進められたらどうかなと思います。そのことが結局自給率の向上につながると思います。ただ、輸入するのは商社であって、消費者はなかなか選べませんので、消費者が変わることではかな、達成できないと思いますけれども。

○漁政部長 部会長、どうもありがとうございました。

輸入を国産に置きかえるというのは、これは非常に奥の深い問題だと思います。供給を国産で賄っていこうと、国産が国際的には競争力が落ちるかもしれないけれども、国産で賄っていこうという発想というのはどこの国も持っているわけで、だからこそ国境措置があるわけですね。そして、その国境をいかに削減していくかというWTOなり経済連携協定の問題が出てくるわけですね。

ですから、国内の需要を国内産で賄っていくという意味合い、あるいは輸入をどういうふう位置付けていくのかという意味合いというのは、非常に深淵な議論が必要だと私は思います。もしかしたらこの企画部会の範疇を超えるような話なのかもしれないと思います。

それから、これは10月の企画部会の資料でございますけれども、その9ページに消費拡大に向けた魚食の普及と消費者への情報の提供ということで、ご説明をいたしました。私どもとしては、ここに書いてあることの繰り返しですけども、水産物は、ユネスコ世界文化遺産にも登録された和

食に不可欠な食材である、それから、米などの国産の農産物、あるいは林産物とセットで国産の水産物の普及に取り組んで行くと、そういう方向性があるんじゃないかということでございます。

それから、消費者等に対して産地の情報を適切に伝達する仕組みに関連して、消費者が国産を選択するのか、輸入品を選択するのか、その是非について論ずるのは不適切かと思えますけれども、少なくとも情報を提供するという事は極めて重要なことだという観点で、原料原産地表示ですとか、トレーサビリティですとか、そういったことをしっかり水産の世界でも進めていかなければいけないということを議論の素材として提供させていただいたことを思い起こしていただければと思います。

○馬場部会長 遠藤特別委員。

○遠藤特別委員 ロシアのプーチン大統領が昨日、今日と来日していますけれども、特に北海道地区においては、生産の現場、加工の現場、流通の現場、これは今までになかったような大変な状況に陥っておりまして、サケが少ない、イカは全く獲れない、ホタテも少ない、カニもほとんどない、サンマも少なかった。軒並み、恐らく今年統計をとると、漁獲数量というものが相当落ち込んでいるのではないかと。それに伴いまして、私ども中間流通業者、それからスーパーの水産売り場の現場は、売り上げは非常に1割も2割も下がっているというふうなことが現状でございます。

部会長が言われるように、私もやはり輸入よりは国産をつくって輸出に向けるべきだろうと、これは大賛成なんですけど、輸出に向けるどころか、国内でどうやって魚をこれから食べさせていくのかというのは非常にやっぱり大きな悩みで、これが1年間だけで終わればいいんですけども、なかなか魚の世界は二、三年続くというふうな過去のこともございまして深刻な悩みを抱えております。このプーチン大統領の件が白書に載るかどうかは別としても、その辺は非常に注目していただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○馬場部会長 ありがとうございます。

先ほど姜委員のご懸念ですが、これは白書の審議をしているわけではなくて、今、基本計画の審議ですので、ここに書かれてあるものがそのまま計画に載るというわけではないし、これが一般に印刷されて外に出るといったものではありませんので、ご心配なく。

ほかによろしいでしょうか。もう大体。

では、浜田委員。

○浜田委員 輸入か国産かというところなんですけど、私は、消費者と生産者の間に立って商品開発やアドバイスをする立場にありますので、消費者から聞く限り、国産と安心・安全が結びついているので、自分の食べるものも子供に食べさせるものも安心・安全な国産のものを求める人が何度調

査をしても1位に上がってきます。

一方で、地方、特に震災後、東北に入って復興に向けての商品の開発やアドバイスをするときにはびっくりしたことは、仙台や宮城県のカマボコ業者さんが甚大な被害を受けましたので、原材料の調達を初め復興に向けて製造まで大変なんじゃないかと思って聞いたところ、もともと震災前から北米からすり身の材料を仕入れしていたので、特に問題ありませんと言われてしまったんですね。同じ被災地の別の加工業者さんは、もともとミャンマーですり身の加工場も移設して仕入れてくるので、特に原材料の部分は問題ない。「じゃ、地元の魚はどうなんですか」と言ったら、「高いから。不安定だし。」ということで、余り使う方向にはなくて、中には使っている商品もあるのだけれども、ほとんど北米とミャンマーとか新興国でのすり身で賄っているというお話でした。

日本の漁村については、水揚げしたものを一次加工して、それをまた地元で二次加工して、それを販売することで地元で収益が生まれるというシステムがもともと成り立っていたとは思いますが、その地元の加工者さんの中には、効率を追い求める余り国産を嫌う人も多いのだなということを感じていますので、その辺りの地元の連携と、国産をとということでしたら、そういった加工業者も巻き込んで意識の改革と、それから啓蒙という活動をしていく必要があると思います。

以上です。

○馬場部会長 よろしいでしょうか。

まだ御意見がおありの方、あるいは後から気付かれることもあると思いますので、その際は事務局までお寄せください。

それでは、事務局では、今回の委員からいただきました御意見等を踏まえまして、基本計画の作成に向けて検討を進めていただきたいと思います。

何か事務局から報告等がありましたら、よろしいでしょうか。

○企画課長 それでは、御審議ありがとうございました。本日いただきました御意見を踏まえまして、今、部会長から御説明がありましたとおり、事務局にて水産基本計画の骨子案を取りまとめていきたいと思っております。

今後の企画部会の日程ですが、次回、第67回については1月16日月曜日、午前10時から12時半まで、2時間半の予定となっておりますので、お忙しいこととは存じますが御出席をお願いいたします。

本日は、委員の皆様方におかれましては、御多忙の折、企画部会に御出席いただき、貴重な御助言をいただきましてまことにありがとうございました。

事務局からは以上でございます。

それでは、本日の企画部会を終わらせていただきます。